

岡山市新生児子育て応援金支給事業実施要綱

令和2年12月16日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の厳しい環境下で出産され、育児を行う世帯の苦勞に報いるため、育児を応援し健やかな成長を支援するため、岡山市新生児子育て応援金（以下「応援金」という。）支給事業について、必要な事項を定めるものとする。その支給に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則の定めるところによる。

(支給対象児)

第2条 応援金の支給対象となる子ども（以下、「支給対象児」という。）は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した者であって、本市に最初の住民登録があり、申請日まで引き続き本市に住民登録を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者を、応援金の支給対象児とすることができる。

(申請・受給権者)

第3条 応援金を申請し、支給を受けることができる者（以下「申請・受給権者」という。）は、支給対象児の母又は父で、支給対象児の出生日において市内に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請日までに申請・受給権者が死亡した場合、その他申請・受給権者に応援金を支給することが困難であると市長が認める場合は、支給対象児と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者を申請・受給権者とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、配偶者等からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者等と生計を別にしていない者であって、本市にその住民票を移していない者で、別記に規定する要件を満たし、その旨を市に申し出た者を、応援金の申請・受給権者とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者を、応援金の申請・受給権者とすることができる。

5 応援金の給付は対象児童1人につき1回に限るものとし、本応援金と同様の趣旨である国や自治体の他の給付金を受けた者は申請・受給権者から除くものとする。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、支給対象児1人につき30,000円とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 申請・受給権者は、別紙様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請・受給権者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することなどの方法により支給する方式

- 3 申請・受給権者は、応援金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請・受給権者本人による申請であることを証する。
- 4 申請の受付期間は、市長が特に認める場合を除き、誕生日から起算して2か月後の応当日が属する月の末日までに申請するものとする。ただし、令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した子は当該誕生日から令和3年3月1日までを受付期間とし、令和3年4月1日に出生した子は当該誕生日から令和3年5月31日までを受付期間とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、支給を決定し、当該申請・受給権者に対し応援金を支給する。ただし、第5条第2項第1号に示す方式の場合は、振り込みをもって支給の決定とする。

(応援金に関する周知等)

第7条 市長は、応援金支給事業の実施に当たり、支給対象児の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第5条第4項の申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、申請・受給権者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条第1項の申請書を受理した後、申請書の不備がある場合、第5条第4項に規定する期日から20日が経過するまでに申請書の補正が行われなときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 3 市長が第5条第1項の申請書を受理した後、申請書の不備による振込不能等がある場合、第5条第4項に規定する期日から20日が経過するまでに申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、応援金の申請の際に申請・受給権者の要件に該当しないにもかかわらず偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対しては、応援金の返還を求める。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月16日から施行する。

別記

- ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されている者。
- イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されている者。
- ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっている者。
- エ 状況調査により配偶者等からの暴力の被害者であると市長が認める者。